

第4次土浦市地域福祉計画（案）のパブリック・コメントの実施結果について

1 実施結果

募集期間	令和4年12月20日（火）～令和5年1月13日（金）
募集方法	第4次土浦市地域福祉計画（案）を市ホームページに掲載したほか、本庁舎（社会福祉課及び情報公開室）、都和支所、南支所、上大津支所、新治支所、神立出張所、一中地区公民館、二中地区公民館、三中地区公民館、四中地区公民館、上大津公民館、六中地区公民館、都和公民館、新治地区公民館に設置し、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかにより募集を行いました。 また、土浦市公式LINEや公式ツイッターで情報発信を行いました。
意見提出者数	3名
意見件数	9件
市ホームページ閲覧数	170件

2 提出された意見とその意見に対する考え方

番号	提出された意見	意見に対する考え方
①	第2章 2(2)④バリアフリーのまちづくりに関して P24 虫掛や常名などの市街地西側の地域は町内には商店と呼べるものは無く住民が買い物をしようとした場合隣町まで少なくとも2km程度は移動しなければなりません。	本市では、土浦市地域公共交通計画に基づき、交通弱者の移動手段の確保等、市民の生活を支える移動手段の確保・維持を図っております。 計画において、交通需要が人口密度に影響を受けやすいこと、まちづくりとの連携などを考慮し、居住誘導区域内の公共交通不便地域で人口密度30人/haを境界に地域を区分し、適する交通手段の検討、導入を図っており、ご意見については担当課に伝えます。

	<p>当該地域を対象とした公共交通機関がないため高齢者は自家用車での移動を強いられ、自転車や徒歩で移動するにしても大型トラックなどの往来が激しい通りを移動しなければならず非常に危険です。</p> <p>また、同地域には深さ1mはある大型のものを含む蓋がされていない水路がいくつも残されています。</p>	<p>なお、水路のふたの設置については、管理区分により担当する所管が異なりますので、関連する部署等にはご意見をお伝えいたしますが、担当する所管がわかる場合には直接お伝えください。</p> <p>(計画の変更無)</p>
②	<p>第4章 基本目標3 P84</p> <p>私の住む地域でも高齢化が進み、高齢者の1人住いが増えています。地域の防犯パトロールもいつまで続くかというところです。</p> <p>自主防災組織はあるものの3.11の大震災では、安全確認は組織的には行われませんでした。近所単位の日常的な見守りと、自主防災組織が実際に機能するような日頃の取り組みが求められています。災害時には組織的な安全確認をし、市の本部に集約する方式を決めていただきたいと思います。</p> <p>生協などとの「見守り協定」も結ばれています。宅配便や郵便屋さんの声かけも有効でしょう。日頃の交流が、心暖かく安心して暮らせるまちづく</p>	<p>本市では、「自分達のまちは、自分達で守る」という意識のもと、令和4年4月の段階で148町内に自主防災組織が結成されております。</p> <p>毎年、自主防災会組織を対象とした研修などあらゆる機会を通じて、防災活動の重要性や意義を認識してもらうための各種啓発活動を継続して実施しておりますが、ご意見については担当課に伝えます。</p> <p>また、災害発生時または災害発生のおそれがある場合に自力避難が困難の方のうち、一定の要件に該当し支援が必要な方の名簿を作成し、自主防災組織や民生委員等の地域支援者に提供を行っております。今後、実際に災害が発生した際の支援の方法について、地区や自主防災組織等と連携して協議を進めてまいります。</p> <p>(計画の変更無)</p>

	<p>りに結びつきます。</p> <p>地区に、自主防災会（情報班・消火班・救出救護班・避難誘導班・給食給水班）は作られておりますが、11月に消防署員を招いた地区防災訓練はコロナ禍で休止状態です。いざという際の連絡体制は不十分で、どのように動くのかという意識は育っておらず、災害時要配慮者支援体制も整備不十分に感じます。市と地区、共に一層の意識的取組が必要です。</p>	
<p>③</p>	<p>第2章4（6）成年後見制度について P40</p> <p>成年後見制度については、利用促進が重要でない。正しく利用するための啓発が必要です。国は利用促進計画を発出してから軌道修正をしています。制度を利用したうえでの問題点が表面化してきています。家庭裁判所は硬直化したままです。安易に利用を促進することは市民のためにならない恐れがあります。一度利用すると、ほとんど取り消しはできません。現状では、表現を弱めてはどうか。よく制度を説明して、本当に必要な人が利用できる支援が必要です。</p>	<p>第二期成年後見制度利用促進基本計画において、成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方として、①地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進、②尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等、③司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり、があげられており、同基本計画において、成年後見制度等の見直しに向けた検討も行うとされております。</p> <p>ご指摘の部分につきましては、成年後見制度の利用促進の前に、成年後見制度が必要な方が必要な時に利用できるよう進めてまいります。したがって、計画書は「今後、さらに高齢化が進み、認知症高齢者等で制度の利用を必要とされる人が尊厳のある本人らしい生活を継続する手段のひとつとして成年後見制度の利用を選択できるよう制度の周知が重要となります」と改めます。</p>

④	<p>第2章6（7）成年後見制度の利用促進するための周知・啓発 P48</p> <p>8行目欠くことのできないもの、とまで言い切るのはいかがなものか。現状では課題、問題点が多すぎます。利用が伸びないのは、周知だけの問題ではなく、制度と運用に課題が多すぎるからだと思いますが。現状では、あまりのめりこんだ表現は避けたほうが無難と思いますがこの点議論があったのでしょうか。正しい推進は必要ですが、単なる促進は危険です。</p>	<p>第二期成年後見制度利用促進計画において、成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方として、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進をあげております。そこでは、権利擁護支援の中でも重要な手段である成年後見制度と表現しております。したがって、今回ご指摘の表現につきましては、表現を弱め、計画書は「尊厳をもって生活できる地域社会のための重要な手段の一つであるにもかかわらず」と改めます。</p>
⑤	<p>第3章3 基本目標1 3 権利擁護支援の体制整備（成年後見制度利用促進計画） P52</p> <p>水戸家庭裁判所のもとでは、いくら市民後見人を育成しても、活動する機会がありません、実際。これがこの地域の現状です。ただし情報を発出すべきです。</p>	<p>第二期成年後見制度利用促進計画において、市町村の役割として、中核機関を整備すること（当市では令和4年度整備済み）や成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口を周知することとされておりますので、国や県からの情報収集に努め、成年後見制度が必要な方に必要な情報が届くよう努めてまいります。</p> <p>（計画の変更なし）</p>
⑥	<p>第4章基本目標1 P56</p> <p>利用を促進すると言い切ることはいかげなものか。正しく利用できるよう啓発、くらいのほうが行政に責任が及ばないと思いますが。</p>	<p>第二期成年後見制度利用促進計画における市町村の役割から、計画書は「成年後見制度の利用について周知を進め」と改めます。</p>

⑦	<p>第4章基本目標1 施策の方向3 権利擁護支援の体制整備（成年後見制度利用促進計画）P64 成年後見制度利用促進計画はいいとしても、現状課題が多すぎます。計画が国から出された当時ならまだしも、国も軌道修正、見直しの検討に入っているこの時に来年動き出す社会福祉計画では、少し表現を弱めてはどうか。ここまで進めてから修正は難しいかもしれませんが、課題がすることは押さえておくべきです。</p>	<p>令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進計画が閣議決定され、市町村の役割について定められている内容に基づき、計画書を作成しております。ご指摘につきましては、今後、制度の見直しの検討が進む中で、国や県からの情報収集に努め、制度を必要な人が正しく制度を利用できるよう務めてまいります。</p> <p>（計画の変更なし）</p>
⑧	<p>第4章 基本目標1 施策の方向3 第1節 計画策定の背景と目的 P66 平成28年の国の利用促進計画からずいぶん時間がたっています。課題が出てきています。国の軌道修正も図られています。当時の表現そのものの記載は危険です。第4節が重要になります。</p>	<p>令和4年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、当市においても土浦市成年後見制度利用促進基本計画を策定しております。ご指摘のとおり、国の動向を念頭に、成年後見制度が必要な方が、必要な時に利用できるよう周知等進めてまいります。</p> <p>（計画の修正なし）</p>
⑨	<p>第4章 基本目標1 施策の方向3 第1節 計画策定の背景と目的 P66 先に記載したように、現状市民後見人の活用は望めません。たぶん5年間では変わらないでしょう、今の家庭裁判所では。この点を変える試みが必要です。容易なことではありませんが、国レベルでは変わってきています。</p>	<p>第二期成年後見制度利用促進基本計画により、市町村の役割として、担い手の育成、活動支援が示されております。国、県と連携して担い手の確保・育成等を推進できるよう努めます。</p> <p>（計画の修正なし）</p>